

令和6年1月9日

お客様各位

長岡信用金庫

「令和6年能登半島地震災害復旧ローン」の取扱開始について

このたびの地震により被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

長岡信用金庫（理事長 佐藤 光一）は、このたびの地震災害で影響を受けられた皆さまに対しお役立ていただけるよう「令和6年能登半島地震災害復旧ローン」の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

記

「令和6年能登半島地震災害復旧ローン」の概要

取扱期間	令和6年1月9日（火）～令和6年6月28日（金） ※上記期間内にお申込みを受付した分までを対象とします。
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">・令和6年能登半島地震により被害を受けられた個人の方。・お申込み年齢が満20歳以上の方。・安定継続した収入のある方。・当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方。・一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方。
資金使途	被災からの生活再建にかかる次の資金 ①住宅の補修・修繕費用 ②自動車の修理・買換費用 ③家具・家電等の修理・買換費用 ④お申込人が当金庫から借り入れた一般社団法人しんきん保証基金保証付個人ローンの借換資金(借換に伴う繰上完済にかかる手数料を含む) ※①～③のいずれかと合わせたお申込みに限ります。
ご融資期間	3ヵ月以上10年以内（元金返済据置期間は6ヵ月以内）
ご融資金額	500万円以内
ご融資利率	年1.50%（変動金利・保証料を含む）
ご返済方法	毎月元金均等返済または毎月元利均等返済 ※ご融資金額の50%以内につき6ヵ月ごとのボーナス返済併用もできます。
担保・保証人	一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので担保・保証人は不要です。
その他	ご融資金は、原則としてお支払先に振込させていただきます。

以上

※詳しくは当金庫窓口・営業担当者にお問い合わせください。